

免除申請は、毎年忘れずに 手続きしましょう

免除申請手続き

●受付期間

平成24年7月から平成25年6月までの期間の保険料免除等申請の受付
平成25年7月31日(水)まで

平成25年7月から平成26年6月までの期間の保険料免除等申請の受付
平成25年7月1日(月)から
平成26年7月31日(木)まで

●必要なもの

印鑑、年金手帳、
失業した場合は、雇用保険離職票
または、雇用保険受給資格者証
ただし、離職日が平成24年3月31日以降の場合に限ります。

●申請先

国分寺庁舎市民課
石橋庁舎市民課窓口
南河内図書館2階市民課窓口

免除区分によっては翌年度以降の申請が継続審査になる場合があります。

●全額免除または若年者納付猶予

翌年度も同区分での免除、または納付猶予の申請を希望される場合には、**継続審査を受けることができます。**

希望する方は、申請書の継続審査希望の所定の欄に「○」を付けて申請書を提出してください。

※失業者もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除および若年者納付猶予は継続審査の対象にならないため、翌年度も申請書を提出してください。

●一部免除

継続審査を受けることができません
翌年度も申請書を提出してください。

※所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずにおこなってください。

免除された期間の保険料と年金は どうなるの？

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

それを満額に近づけるために追納という制度があります。

●追納できる期間

全額免除や一部納付等の承認を受けた期間10年以内
(例えば、平成25年6月分が納付できるのは、平成35年6月末まで)

●追納時の保険料額

免除された年度も含めて3年度経過したものは、当時の保険料に加算額が上乗せされています。

平成25年度中に追納する場合は加算額を加えた保険料額は下表を参照ください。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	(当時の月額)
平成15年度の月分	14,860円		7,430円		(13,300円)
平成16年度の月分	14,640円		7,320円		(13,300円)
平成17年度の月分	14,690円		7,350円		(13,580円)
平成18年度の月分	14,750円	11,050円	7,370円	3,680円	(13,860円)
平成19年度の月分	14,780円	11,080円	7,390円	3,690円	(14,100円)
平成20年度の月分	14,890円	11,170円	7,440円	3,720円	(14,410円)
平成21年度の月分	14,970円	11,220円	7,480円	3,740円	(14,660円)
平成22年度の月分	15,240円	11,420円	7,620円	3,800円	(15,100円)
平成23年度の月分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円	(15,020円)
平成24年度の月分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円	(14,980円)

問い合わせ先

市民課 ☎40-5556